

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 清水 一郎

運転者が体調不良等を生じた場合における適切な運行管理の徹底について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今月4日に静岡県で発生した高速乗合バスの事故を受け、国土交通省自動車局安全政策課長から、「運転者が体調不良等を生じた場合における適切な運行管理」について別添のとおり通達がありました。

当該事故は、高速乗合バス運転者が運行中に体調不良が生じているにもかかわらず、運行管理者に報告することなくそのまま運行を継続し、前方車両に追突し乗客等9名が負傷しております。

このような事故が再発することのないよう、下記事項について傘下会員事業者に対し、改めて周知徹底をお願いいたします。

記

1. 運転者は、運行中に体調不良等を生じた場合には、周囲の安全に配慮しつつ直ちに車両を安全な場所に停車し、運行管理者に報告し、指示を受けること。
2. 運行管理者は、運転者の日常の健康状態の確認を行うことはもとより、運転者から体調不良等の報告があった場合には、速やかに状況把握を行い、運転者に対し適切な指示を行うとともに、交替運転者を手配する等運行管理を適切に行うこと。

3. 自動車運送事業者は、定期健康診断の実施はもとより、国土交通省の「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」※等も活用して運転者の健康状態の把握に努めるとともに、日頃からコミュニケーションを図ることにより、運転者が、自身の健康状態等について、運行中も含め気軽に相談・申告できる職場環境づくりに努めること。

※<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/health.html>

担当：技術安全部（田中・横山）

電話：03-3216-4015

Eメール：yokoyama@bus.or.jp